

鳥取県告示第148号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成25年3月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字中原字若浪943から947まで、992から996まで、998、999、字口若浪952の1、953、954の1から954の3まで、955、956の1、956の2、957の1、957の2（次の図に示す部分に限る。）、958、959、962から964まで、965（次の図に示す部分に限る。）、966から968まで、969の1、969の2、969の4、969の5、969の13から969の16まで、970、971、973の1、973の2、974から977まで、字奥若浪979から981まで、982の1、982の2、983、984の2から984の53まで、985、986、987の1から987の66まで、987の69から987の175まで、990、991の1から991の34まで、997の1から997の3まで、997の6から997の24まで、大字小船字奥田605、605の1、605の3から605の5まで、605の7、606の1、606の7から606の10まで、606の12から606の14まで、610の2、619の1、字奥クソキ747の6、748の2、752の2、764の2、766の1、字鍋土957、958、959の1から959の3まで、字高山962、964、965、965の1、966、967の1、967の2、968、970、971、972の2、972の3、973、字イラ原上974から977まで、978の1から978の6まで、979、980、字カン町991の1、992から997まで、998の1、998の2、999の7、999の8、999の10から999の12まで、1000から1002まで、1003の1、1003の2、1004、1005、字マクワ上1009から1012まで、1017の2、1018から1022まで、字大瀬之谷1026の1から1026の13まで、1027の1から1027の27まで、1028、1028の1から1028の54まで、1030の1から1030の14まで、1031の1から1031の8まで、字カシナミ下ノ平1093の1から1093の3まで、1093の5から1093の15まで、1093の17から1093の23まで、1093の29、1095の2から1095の28まで、1095の31から1095の44まで、1095の46、字カシナミ上ノ平1096、1097、1098の1から1098の3まで、1099、字クソギ谷1149の5、1150の1から1150の29まで、1150の31、1150の32、1150の34、1150の35、1150の37、1152の1から1152の52まで、1152の56、1154の1から1154の10まで

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）